

別紙

答申（情）第159号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年9月8日付けで本件審査請求の対象となった公文書について部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和5年7月10日、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求があった。

「〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇（〇〇〇〇〇町〇〇〇〇〇）が利用している泉源の温泉台帳、温泉掘削工事完了届（温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録を除く）、温泉坑井柱状図、温泉分析書、当該泉源の温泉動力設置許可申請書」

- (2) 同年7月25日付けで、実施機関は本件請求に対応する公文書に第三者である審査請求人に関する情報が記録されていることから、条例第15条第1項の規定に基づき意見書の提出の機会を付与するため、当該第三者に対し意見書提出にかかる通知を行った。

また、同日付けで、実施機関は公開請求者に対し、公文書公開決定等期間延長を通知した。

- (3) 同年8月7日付けで、審査請求人は実施機関に対し、本件公文書の公開に反対する旨の意見書を提出した。

ア 公開について支障がある部分

地質柱状図、掘削孔仕上断面図、電気検層図、温度検層図

イ 支障がある理由

重要な情報、財産であるため第三者に公開はできない

- (4) 同年9月8日付けで、実施機関は次のとおり公開決定及び部分公開決定を行った。

ア 公開決定について

「〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇が利用している泉源の温泉源台帳」を対象公文書として特定し、公開決定を行った。

イ 部分公開決定について

対象公文書のうち、上記アで公開としたものを除いた「〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇が利用している泉源の温泉掘削工事完了届、温泉坑井柱状図、温泉分析書、温泉動力設置許可申請書」について、部分公開決定（「以下「本件決定」という。）を行った。

（ア） 公開しない部分

- a 記載内容中の個人の氏名
- b 記載内容中の法人の代表者印影
- (4) 公開しない理由
 - a 記載内容中の個人の氏名について
条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため。
 - b 記載内容中の法人の代表者印影について
条例第 7 条第 3 号に該当
法人の事業に関する内部管理情報であり、契約、金融機関等との取引に使用されているおそれがあり、公開することにより当該法人の正当な権利利益を害すると認められるため。
- (5) 同年 9 月 20 日、審査請求人は、本件決定を不服として実施機関に審査請求を行った。

なお、本件決定のうち本件審査請求の対象となった部分については、同日、審査請求人が行政不服審査法第 25 条第 2 項に基づき執行停止の申立てを行い、同年 10 月 3 日付けで、実施機関が一部執行停止を決定して、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知している。
- (6) 実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、令和 6 年 2 月 6 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書「温泉掘削工事完了届」「温泉動力装置許可申請書」の公開決定の取り消しの申立

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第 7 条第 3 号の該当性について

本件処分対象となっている、温泉掘削工事完了届にある本公文書は、本法人が独自に多大な費用・時間・労力等のコストをかけて作成した、事業活動上保護されるべき権利かつ守秘性の高い営業上極めて重要な情報である。

まず、これらの情報が開示され、近隣での開発行為に利用された場合には、競合他社は、本法人が費やした多大な費用・時間・労力等のコストを要さずして、本法人に比して低コストかつ簡易に近隣での開発行為が可能となる。これは本法人が本公文書の作成に費やした多大なコストへのフリーライドであり、その分だけ本法人は競合他社に比してコスト的に不利な状況に置かれる。

さらに、本公文書には、本法人が長年かけて独自に開発した効率的な採掘調査や井戸設計のためのノウハウが多数記載されている。これらのノウハウは本法人の温泉施設開発におけるビジネス上の優位性の基礎となるものであり、営業秘密として

保護されるべきものである。

本公文書が公表されれば、本法人の事業活動に対しその権利が侵害され、又は競争上の不利益を与えられるものであることから、島根県情報公開条例第7条第3号に該当する。

一方で、実施機関は、本件処分は島根県情報公開条例第7条第3号に該当しない（本法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない）理由として、温泉法第3条に基づく採掘許可のために調査審議されることを挙げられているが、下記理由により、当該調査審議のみでは本法人の競争上の不利益は考慮されないことが懸念され、本件処分は慎重に対処すべきと考える。

(ア) まず、本法人は温泉法第3条に基づく採掘許可申請までに多大なコストを費やして審査資料としての本公文書を準備しているところ、本件処分により本公文書が開示されれば、競合他社は本公文書を参照のうえコストを回避して同様の採掘許可申請が可能となる。したがって、温泉法第3条に基づく採掘許可申請に至るまでに既に競争上の不利益が生じており、本法人の利益を不当に害する（競合他社を不当に利する）こととなる。

(イ) 温泉法第3条に基づく採掘許可に際しては、同法第4条に定める「掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」「掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき」「掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき」等の基準への適合性について調査審議される。

しかし、当該調査審議において、本件処分により競合他社に対して多大なコストを要する情報が無償で提供され、コスト面で競合他社が本法人に比して有利になっていること自体が問題視され、それを理由に採掘許可がなされないとは考えられず、本法人の競争上の利益を不当に害する（競合他社を不当に利する）ことについて、保護されないのではないかと、という疑念を払拭することができない。

イ 温泉法の規制強化について

本法人は温泉を特徴とする運営を行っており、本公文書の公開によって、温泉法等の規制が強化され、運営管理や温泉サービスに影響を及ぼす可能性が考えられる。

ウ 他の開発事業者が情報公開条例の主旨を逸脱して（悪用して）開示請求することへの懸念

本法人に留まらない重大な問題点として、本件処分が前例となり、他の開発事業者が情報公開条例の主旨を逸脱して（悪用して）、本来採掘許可取得に要するはずのコストを回避するために、他の事業者の総合柱状図、井戸構造図や掘削孔断面図等の開示を請求するという手法が確立してしまうことが懸念される。ひとたび開示を認め、コスト回避のために文書開示請求を悪用できることになれば、島根県のみならず他の都道府県でも同様の文書開示請求が乱発されかねず、ビジネスモデル

上の危機や業界内での重大かつ全国的な問題に発展しかねない。

本法人としては、競合他社が本件処分を求めている可能性が否定できない以上は、競争上の不利益や制度悪用による全国的な問題への発展を避けるために、本件処分に対して全面的に反対せざるを得ない。

しかしながら、島根県情報公開条例第1条に定める当該条例の主旨、目的を理解しており、開示請求者の開示目的やその範囲如何によっては、本件処分を前向きに検討したいと考える。その際には、開示目的やその範囲により上記の本法人の競争上の不利益や悪用の懸念が生じないことが確認されることを前提として、守秘性が高い等の理由によりどうしても本件処分に応じられない箇所については、理由を付したうえで部分的に黒塗りにして本件処分に応じる、などの対応も検討したいと考える。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 競合他社が近隣で運営を開始することについて

審査請求人は、開示請求者が競合他社であった場合は、本公文書を参考に近隣などで運営を開始することにより、競争上の地位を不当に害するとしている。

温泉を掘削しようとする者は、温泉法第3条の規定により県知事の掘削許可を受け必要がある。許可の申請に当たっては温泉法第4条第1項の各号のいずれかに該当するかの判断が必要であり、その判断については、温泉法第32条の規定による審議会により調査審議されることになる。

仮に本件公文書公開請求対象情報をもって請求者が新たに温泉掘削しようとする場合も同様に調査審議されるため、審査請求人の利益を不当に害するとは認められない。

(2) 公文書の公開による温泉法等の規制強化について

審査請求人は当該公文書の公開により温泉法等の規制が強化され、運営管理や温泉サービスに影響を及ぼす可能性があるとしている。

温泉法の対象となる行為の許可基準等についてはあらかじめ法で規定されているため、当該公文書の公開により規制が強化されることはない。

(3) 開示請求者について

開示請求者に関する情報を第三者に伝達することは、開示請求の萎縮につながるおそれがあり、島根県情報公開条例第5条（以下「条例」という。）の規定に照らして不適切と考える。また、非公開情報とは条例によって限定的に規定されており、開示請求者や請求の意図、利用目的によって決定されるものではない。

以上から本件対象公文書を公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、島根県情報公開条例第7条第3号及びその他各号いずれにも該当しないことから公開とした。

5 審査会の判断について

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加により開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、公開請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、温泉法及び温泉法施行細則に基づき審査請求人から実施機関へ提出された温泉掘削完了届および温泉動力装置許可申請書である。これらの申請書類のうち、実施機関が温泉掘削工事完了届にある総合柱状図及び温泉動力装置許可申請書にある井戸構造図、掘削孔断面図について、公開としたことに対し、審査請求人は非公開とすべきと主張している。

よって、当審査会では実施機関が原決定において公開とされた総合柱状図、井戸構造図、掘削孔断面図を審査の対象とする。

(3) 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は、非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。

また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

(4) 条例第7条第3号の該当性について

審査請求人は上記3(2)アのとおり、反論書において、実施機関が公開と判断している情報（総合柱状図、井戸構造図、掘削孔断面図）には審査請求人が長年かけて独自に開発した効率的な採掘調査や井戸設計のためのノウハウが多数記載されており、これらのノウハウは審査請求人の温泉施設開発におけるビジネス上の優位性の基礎となるものであり、営業秘密として保護されるべきものであると主張している。

井戸掘削工事や柱状図作成について、実施機関は意見陳述において、「一般社団法人全国さく井協会が井戸掘削時に参考となるさく井工事施工指針を示しており、当該指針には様々なデータが提供されている。ある程度知見があれば同じようなものを掘ることができる」、「(本件公文書にある) 柱状図は特殊なものではなく、柱状図作成についても全国さく井協会の指針に描き方が書いてある」と述べた。

この実施機関の主張に対し、当審査会から審査請求人に対し追加の具体的な説明を求めたところ、審査請求人からは「さく井工事施工指針を参考にすれば、ある程度知見のある者が同じようなものを掘ることは可能と考える。また、全国さく井協会の指針に従って作成すれば、柱状図を作成することは可能と考える」との説明があった。

反論書及び追加説明における審査請求人のこれらの主張からは、審査請求人が長年かけて独自に開発したとされる効率的な採掘調査や井戸設計のためのノウハウが、実施機関が公開と判断している情報（総合柱状図、井戸構造図、掘削孔断面図）のどこに記載されているのか、またその情報が公開されることにより審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害することとなるのかについて、当審査会においては、具体的な理由を見出すことはできなかった。

さらに、審査請求人は総合柱状図、井戸構造図、掘削孔断面図にある当該源泉地の地中に関するデータが競合他社に公開されることによって、後発事業者の参入が誘発され、先行事業者である審査請求人に不利益が生じるとも主張している。

当該源泉地に関する情報について、実施機関は意見陳述において、「この地域の温泉は大体何メートルから出て、どのような泉質で、何度か、という情報は一般的な情報である」、「文献などでこの地域の地質については大体の予測はつく」とも述べた。

このことについて、当審査会において、審査請求人より温泉動力装置設置許可申請時に提出された資料を見分したところ、当該源泉地付近の深度、泉質、地層などの地中データは広く知られた情報であることが確認できた。

よって、当該温泉を公共の用に供する以上、審査請求人が当該源泉地の地中データの非公開を求めることについて、条例第7条第3号が保護すべき正当な利益を見出すことは困難である。

以上のことから、本件公文書を公開したとしても当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、条例第7条第3号には該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記3(2)ウのとおり開示請求の濫用に対する懸念を主張している。しかしながら、公文書公開請求にあたっては、その目的等は問わないものであり、また、公開された情報の利用については、条例第4条に規定するとおり、公開によって得た情報を適正に使用しなければならず、その利用方法によっては、公開を受けた情報を利用することが権利の濫用になる場合もあり得るが、それは当審査会の公開可否の判断とは別個の問題である。

なお、審査請求人は上記により判断した主張以外にも主張しているが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第181号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 6 年 2 月 6 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 6 年 3 月 7 日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 6 年 4 月 25 日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 6 年 5 月 30 日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 6 年 6 月 13 日 (審査会第4回目)	実施機関の意見陳述、審議 (第2部会)
令和 6 年 7 月 11 日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 6 年 9 月 5 日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 6 年 11 月 7 日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 6 年 12 月 5 日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 7 年 1 月 9 日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 7 年 2 月 13 日 (審査会第10回目)	審議 (第2部会)
令和 7 年 3 月 10 日 (審査会第11回目)	審議
令和 7 年 3 月 26 日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会